

千葉県薬局等許可審査基準及び指導基準新旧対照表

旧	新
目次	目次
第1・第2 (略)	第1・第2 (略)
第3 薬局の許可関係・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～ <u>28</u>	第3 薬局の許可関係・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～ <u>31</u>
1 構造設備要件・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	1 構造設備要件・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2 業務体制要件・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>17</u>	2 業務体制要件・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>19</u>
3 人的要件・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>26</u>	3 人的要件・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>29</u>
第4 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可関係・・・・・・・・ <u>29</u>	第4 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可関係・・・・・・・・ <u>32</u>
1 構造設備要件・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>29</u>	1 構造設備要件・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>32</u>
2 人的要件・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>29</u>	2 人的要件・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>32</u>
第5 薬局製造販売医薬品製造業の許可関係・・・・・・・・ <u>30</u> ～ <u>33</u>	第5 薬局製造販売医薬品製造業の許可関係・・・・・・・・ <u>33</u> ～ <u>36</u>
1 構造設備要件・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>30</u>	1 構造設備要件・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>33</u>
2 人的要件・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>32</u>	2 人的要件・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>35</u>
第6 薬局製造販売医薬品製造販売品目の承認関係・・・・・・・・ <u>34</u>	第6 薬局製造販売医薬品製造販売品目の承認関係・・・・・・・・ <u>37</u>
1 製造販売承認の要件・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>34</u>	1 製造販売承認の要件・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>37</u>
第7 店舗販売業の許可関係・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>35</u> ～ <u>50</u>	第7 店舗販売業の許可関係・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>38</u> ～ <u>56</u>
1 構造設備要件・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>35</u>	1 構造設備要件・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>38</u>
2 業務体制要件・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>43</u>	2 業務体制要件・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>48</u>

千葉県薬局等許可審査基準及び指導基準新旧対照表

3 人的要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>47</u>	3 人的要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>53</u>
第8 卸売販売業の許可関係・・・・・・・・	<u>51</u> ～ <u>60</u>	第8 卸売販売業の許可関係・・・・・・・・	<u>57</u> ～ <u>68</u>
1 構造設備要件・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>51</u>	1 構造設備要件・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>57</u>
2 人的要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>56</u>	2 人的要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>63</u>
3 医薬品の適正管理に係る要件・・・・・・・・	<u>60</u>	3 医薬品の適正管理に係る要件・・・・・・・・	<u>67</u>
第9 高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可関係	<u>62</u> ～ <u>67</u>	第9 高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可関係	<u>69</u> ～ <u>74</u>
1 構造設備要件・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>62</u>	1 構造設備要件・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>69</u>
2 人的要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>64</u>	2 人的要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>71</u>
第10 管理者の兼務許可関係・・・・・・・・	<u>68</u> ～ <u>70</u>	第10 管理者の兼務許可関係・・・・・・・・	<u>75</u> ～ <u>77</u>
附則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>71</u>	附則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>78</u>
第1 目的 (略)		第1 目的 (略)	
第2 定義 (略)		第2 定義 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この要領は、令和8年5月1日から施行する。